

令和8年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

環 境 省

1. 背景

環境の日・環境月間は、昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」に由来します。

国連は、「国連人間環境会議」での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に、環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等においてこの趣旨にふさわしい各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、6月の1か月間を「環境月間」として設定し、環境保全に対する関心を高めるための啓発活動を行っています。

2. 環境月間における取組について

令和8年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においても引き続き、国民一人ひとりが環境問題への理解を深め、日々の暮らしの中で行動に移していただくことを目指します。

環境省では以下のような政策を実施しており、これらに関連する各種行事等を実施します。

○令和8年度環境省重点施策

人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」という3つの世界的危機に直面しています。

これらの危機克服のため、炭素中立（ネット・ゼロ）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）等の環境政策に統合的に取り組み、経済社会課題の同時解決を図ることにより、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指します。

その実現に向け、地域の経済の持続的成長と豊かな生活環境を創出し、「新たな成長」を遂げ、環境行政の原点と言うべき、安全・安心、かつ健康で心豊かな暮らしの実現に向け、個別分野の取組も一層進めていきます。

※重点施策の詳細は以下をご参照ください。

https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/page_00012.html

また、これらに加えて、以下のような観点に重点を置いて、環境保全活動の普及・啓発に関する各種行事等を実施します。

○科学的な知見の身近なレベルでの理解

環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解いただき、より具体的かつ効果的な行動の促進と継続につなげていきます。

○環境政策・取組への理解と参加

環境問題の解決に向けた環境政策の必要性や効果について、理解を深めていただき、環境政策や環境保全活動への参加を広げていくことを目指します。また、国、地方公共団体、企業、NGO・NPO、報道機関、研究機関等の幅広いステークホルダーが連携・協力して取り組みます。

3. 実施方針

(1) 実施期間

環境の日：6月5日

環境月間：6月1日から30日までの1か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO・NPO、報道機関等

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿う取組等を実施し、国民への意識啓発及び理解醸成を働きかける。

- ・講演会、シンポジウムなどの開催や、SNS等を活用した情報発信の強化による意識の啓発
- ・展示会や説明会などによる知識の普及
- ・省エネ機器導入、節電、住宅断熱化、太陽光発電導入などのデコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の促進
- ・リデュース・リユース・リサイクルの取組推進
- ・食品ロス削減に向けた取組推進
- ・不法投棄監視強化や、清掃活動、植樹等による地域美化の取組推進
- ・自然に親しむ野外活動の推進
- ・飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動
- ・環境保全への貢献に関する表彰
- ・熱中症予防のための普及啓発活動
- ・廃棄物処理施設等におけるリチウムイオン電池に起因する火災事故防止に向けた取組推進